

1. 商標使用のご案内

【はじめに】

「シルバーマーク」と「シルバーくん」は、シルバー人材センターのシンボルマークとして、公益財団法人東京しごと財団が作成し、商標登録したものです。

この2つのマークを全国のシルバー人材センターの皆様方に使用していただき、地元におけるシルバー人材センターの普及・啓発に役立てていただきたく思っております。

【商標登録をしている理由】

商標登録をすることにより、マークを知的財産として保護することができ、他者が勝手にこのマークを使用することを阻止できます。

商標登録をせずにおくと、他者が商標登録してしまいかねず、私たちシルバー人材センター関係者が自由に使用できなくなってしまうからです。

【マークの意味】

① 「シルバーマーク」



シルバー人材センターで働く高齢者が広く連携し、共に働き、共に助け合っていくことを目指して制作したものです。

デザインは、シルバー（Silver）の「S」とセンター（Center）の「C」で飛翔する鳥と、動き出す人の姿を表現しています。

② 「シルバーくん」



シルバー人材センターの“S”をモチーフに、親しみやすく、活力ある地域社会を目指すシルバー人材センターのイメージを表現したキャラクターです。右下の“T”のマークは、「東京都」の頭文字を意味しています。

※「シルバーくんポーズ集」も、「シルバーくん」に準ずるものとして取り扱われます。

【使用許可申請をいただく理由】

シルバー人材センターのシンボルマークである「シルバーマーク」と「シルバーくん」を知的財産として保護していくためには、シルバー人材センターさんからもその使用目的や方法をお知らせいただき、正しいルールに基づいて利用していくことで、みんなでこのマークを守る必要があります。

ついては、お忙しい中とは存じますが、商標の使用にあたっては、商標使用許可申請を行っていただきますよう、お願いいたします。